

ユーキャンの登録販売者 これだけ！一問一答&要点まとめ 第9版  
 「試験問題の作成に関する手引き（令和8年4月一部改訂）」公表に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。  
 本書の記載内容について、「試験問題の作成に関する手引き（令和8年4月一部改訂）」の公表に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

■「第9版 第1刷（2025年8月22日）」をお持ちの方

該当頁/箇所	変更前	変更後
P7/目次/左列 19 行目、 P9/試験内容/表内、 P11/17 行目、 P236/章タイトル	薬事関係法規・制度	薬事に関する法規と制度
P7/目次/右列 12～13 行目、 P9/試験内容/表内、 P11/下から 10 行目、 P300/章タイトル	医薬品の適正使用・安全対策	医薬品の適正使用と安全対策
P14/Q14/2 行目	…を表示することが許可された健康食品である。	…を表示することができる健康食品である。
P15/A14/3 行目	が許可された健康食品である。	ができる健康食品である。
P16/Q16/3 行目	有効性	効果
P17/A16/全体を差し替え	「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な <b>栄養成分</b> （ビタミン・ミネラルなど）の <b>補給</b> を目的としたもので、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康機能を表示できる。	「栄養機能食品」は、食生活において <b>栄養成分</b> （ビタミン・ミネラルなど）の <b>補給</b> を目的として摂取する者に対し、その栄養成分の機能の表示をする食品であり、個別の許可申請を行う必要がない <b>自己認証制度</b> である。
P16/Q17/2 行目	疾病に罹患していない者の	機能性関与成分が有する
P17/A17/3 行目	有効性	効果
P16/Q20/1 行目	持続可能な医療制度	持続可能な医療保険制度
P17/A22/1 行目・4 行目	(1 行目) 令和 4 年 1 月の見直しにより、	(1 行目) 令和 4 年 1 月より、 (4 行目の最後に以下を追加) 令和 9 年 1 月より、消化器官用薬や一般用検査薬も税制の対象となる。
P32/Q77/1 行目	副作用被害やいわゆる薬害は、	副作用被害は、
P32/Q78/1 行目	妊娠している女性が	妊婦又は妊娠していると思われる女性が
P33/A78/1 行目	妊娠している女性が	妊婦又は妊娠していると思われる女性が
P32/Q80/1 行目	妊娠している女性が	妊婦又は妊娠していると思われる女性が
P33/A80/1 行目	妊娠している女性が	妊婦又は妊娠していると思われる女性が
P34/Q88/1～2 行目	1979 年	1980 年
P35/A88/2 行目	1979 年	1980 年
P36/Q95/1 行目	出産や手術での大量出血などの際に	出産や手術の際に
P36/Q96/1 行目	一般用医薬品の販売などに従事する者は、	一般用医薬品の販売などに従事する専門家は、
P37/A96/1 行目	一般用医薬品の販売などに従事する者は、	一般用医薬品の販売などに従事する専門家は、
P39/「サリドマイド訴訟」/ 1～2 行目	サリドマイド製剤を服用した <b>妊婦</b> から、	サリドマイド製剤を服用した <b>妊婦</b> 又は妊娠していると思われる女性から、
P39/「スモン訴訟」/ 「対応」の 1 行目	1979 年	1980 年

P100/Q294/2～3 行目	ビタミンB <sub>1</sub> (チアミン塩化物塩酸塩など)	ビタミンB <sub>1</sub> (チアミン硝化物など)
P187/A599/1～2 行目	コンドロイチン硫酸ナトリウムや	コンドロイチン硫酸ナトリウム (コンドロイチン硫酸エステルナトリウム) や
P222/Q741/1～2 行目	多量の牛乳などを飲ませるが、	牛乳などを飲ませるが、
P223/A741/1 行目	多量の牛乳を飲ませる	牛乳を飲ませる
P239/A788/1～3 行目	薬機法第 2 条第 1 項第 3 号の医薬品に該当するものとしては、「やせ薬」を標榜したものなど、無承認無許可医薬品が含まれる。	(※全文を以下に差し替え) なお、薬機法第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている医薬品は、疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的とするもので、社会通念上いわゆる医薬品と認識される物の多くがこれに該当する。
P239/A793/3 行目	薬剤師が対面で	薬剤師が対面等で
P241/A801/3 行目	2 年以下の懲役	2 年以下の拘禁刑
P255/A853/2 行目	有効性	効果
P257/A856/3～4 行目	その栄養成分の機能の表示を行わなければならない。	その栄養成分の機能だけでなく、摂取をする上での注意事項も表示する必要がある。
P256/Q858/1 行目	特定の保健の目的	特定の保健の目的 (疾病リスクの低減に係るものを除く)
P257/A858/1～2 行目	科学的根拠に基づいた機能性を表示し、	科学的根拠に基づいた機能性関与成分が有する機能性を表示し、
P270/Q909/2 行目	必ずしも対面で	必ずしも対面等で
P271/A909/1 行目	対面により、	対面等により、
P279/A939/2 行目	購入者が	購入又は譲り受けようとする者が
P284/Q958/全文を差し替え	一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものを若年者に販売する場合には、年齢と使用目的を確認する。	一般用医薬品のうち、指定濫用防止医薬品を 18 歳未満に販売する場合には、年齢のみを確認すればよい。
P285/A958/全文を差し替え (解答は×のママ)	濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを若年者に販売する場合は、氏名および年齢を確認する必要がある。	指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定するものを 18 歳未満に販売する場合は、氏名および年齢を確認する必要がある。
P284/Q959/全文を差し替え	濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する一般用医薬品を、適正な使用のための数量を超えて求められた場合は、その理由まで確認する必要がある。	指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定する一般用医薬品を、厚生労働大臣が定める数量を超えて求められた場合は、その理由を確認する必要がある。
P285/A959/全文を差し替え (解答は○のママ)	濫用等のおそれのある一般用医薬品を、適正な使用よりも多い数量で求められた場合は、その理由やほかからの購入状況を確認しなければならない。	指定濫用防止医薬品を、厚生労働大臣が定める数量を超えて求められた場合は、その理由を確認しなければならない。
P284/Q960/1 行目	濫用等のおそれのあるもの	指定濫用防止医薬品
P285/A960/2～3 行目	…、メチルエフェドリンがある。	…、メチルエフェドリン、ジフェンヒドラミン、デキストロメトルファンがある。
P295/A993/2 行目	懲役	拘禁刑
P295/A996/3 行目	懲役	拘禁刑
P298/「要指導医薬品」の「定義」の 12 行目	薬剤師の対面	薬剤師の対面等
P299/「要指導医薬品」の「リスク分類」の 6 行目	薬剤師の対面	薬剤師の対面等
P299/「要指導医薬品」の「購入者側から質問などがなくても行う積極的な情報提供」の 1 行目	対面により、	対面等により、

P299/「要指導医薬品」の「販売方法」の1行目	対面による、	対面等による、
P311/A1040/3~4行目	…必要があるため、引き続き、紙の添付文書は同梱される。	…必要があるため、添付文書がある場合は引き続き、紙の添付文書は同梱される。
P313/「医薬品・医療機器等安全性情報」の「配布方法」の3~4行目	関係学会などへの冊子の送付	関係学会などへの送付